



令和2年 5月 1日

豊川市政記者クラブ加盟社 各位

## 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における 「徴収猶予の特例」の申請受付を開始します

新型コロナウイルス感染症の影響により納付が困難な方に対し、令和2年2月1日～3年1月31日の期間に納期限が到来する地方税を対象に、無担保かつ延滞金なしで1年間徴収を猶予できる特例が制定されました。

そこで、東三河5市（豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市）では、その申請受付を下記のとおり開始します。

記

### 1 対象者

- ①新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること
- ②一時に納税を行うことが困難であること  
のいずれも満たす方が対象となります。

### 2 対象税目等

市民税・県民税  
法人市民税  
固定資産税・都市計画税  
軽自動車税  
国民健康保険料 など

### 3 申請期限

令和2年6月30日、又は、納期限のいずれか遅い日まで

### 4 申請の方法等について

申請の方法や制度の概要につきましては、市の猶予制度のホームページ（<https://www.city.toyokawa.lg.jp/kurashi/zei/shizeinofu/tokurei2020.html>）に記載していますのでご確認ください。  
感染拡大防止のため、対象となる方は、ホームページで申請書をダウンロードし、原則郵送にて申請をお願いします。申請書が必要な方は郵送しますのでご連絡ください。

### 5 申請先

豊川市役所総務部収納課（市役所北庁舎1階）  
〒442-8601  
豊川市諏訪1丁目1番地  
電話：0533-89-2162 受付：8時30分～17時15分（平日）

#### 【各市お問合せ先】

豊橋市役所 納税課 0532-51-2241  
豊川市役所 収納課 0533-89-2162  
蒲郡市役所 収納課 0533-66-1117  
新城市役所 税務課債権管理室 0536-23-7679  
田原市役所 収納課 0531-23-7402

【お問い合わせ先】 豊川市役所 総務部収納課：岡田、辻  
TEL：0533-89-2162 FAX：0533-95-0010  
mail：kyodokokusai@city.toyokawa.lg.jp